

団体信用生命保険 「被保険者のしおり」の訂正について

auじぶん銀行株式会社を保険契約者とする団体信用生命保険にご加入いただきありがとうございます。

このたび、団体信用生命保険のお申し込み時に確認いただきました「がん50%保障団信 被保険者のしおり」において、がん診断保険金支払時の取扱いに関する記載内容の一部に誤りがあったことが判明いたしました。謹んでお詫び申しあげます。

保険金請求時の取扱いに関し、本来は不要な情報が加わっているため、正しいお取り扱いを認識いただけない可能性のある内容となっておりました（詳細は以下をご参照ください）。なお、ご選択いただいた「がん50%保障団信」における保障内容については影響ありません。

誠に恐縮ですが、本案内をご一読のうえ、既にお手元に保管されている「がん50%保障団信 被保険者のしおり」は破棄いただき、改めて正しい「がん50%保障団信 被保険者のしおり」をダウンロードのうえ保管くださいますようお願いいたします。

今後は、同様の事案の再発防止を徹底し、ご加入者様にわかりやすい内容を正確にお伝えできるように改めて取り組んでまいります。なお、本件に関し、書類の再提出などのお手続きは一切必要ございません。

【対象のお客さま】

2024年11月25日～2026年1月26日の間に告知を行ない「がん50%保障団信」にお申込みされたお客さま

【対象の被保険者のしおりおよび訂正箇所】

○対象の被保険者のしおり

- ・「がん50%保障団信」

○訂正箇所

- ・2023年7月版をお持ちのお客さま（融資実行日：2023年7月1日～2025年1月13日）
P.31「II.注意喚起情報 2.保険金・給付金をお支払いできない場合 (2) 保険金・給付金をお支払いできない場合の代表的な事例 初回入院給付金・継続入院給付金」
- ・2025年1月版をお持ちのお客さま（融資実行日：2025年1月14日～2026年1月26日）
P.33「II.注意喚起情報 3.保険金・給付金をお支払いできない場合 (2) 保険金・給付金をお支払いできない場合の代表的な事例 初回入院給付金・継続入院給付金」

※「被保険者のしおり」の版は、表紙でご確認いただけます。

【訂正内容】

「がん 50%保障団信」では、がんと診断されて保険金が支払われた後も、保険契約は終了せずに継続されます。

しかしながら、この度「保険金・給付金をお支払いできない場合の事例」として、『がん診断保険金が支払われたら契約が終了するため、その後の初回入院給付金・継続入院給付金は支払われない』旨の、誤った記載がございました。実際には、がんと診断されても契約は終了せず、がん診断保険金が支払われた後の入院についても、所定の要件を満たせば初回入院給付金・継続入院給付金をお支払いいたします。

【正しい「がん 50%保障団信 被保険者のしおり」のダウンロードについて】

対象のお客さまは、下記より正しい被保険者のしおりをダウンロードいただき、保管ください。既にお手元に保管されている「がん 50%保障団信 被保険者のしおり」は破棄いただきますようお願ひいたします。

(2024年11月25日～2026年1月26日にライフネット生命保険株式会社の団体信用保険をお申込みされたお客様)

① 2025年1月13日以前に「がん 50%保障団信」にてお借り入れされたお客様

https://www.jibunbank.co.jp/landing/homeloan/insurance_gradeup/pdf/cancer_50per_202307-202501.pdf

② 2025年1月14日以降に「がん 50%保障団信」にてお借り入れされたお客様（お借り入れを予定されている方を含む）

https://www.jibunbank.co.jp/landing/homeloan/insurance_gradeup/pdf/cancer_50per.pdf

【お問い合わせ先】

<本件に関するお問い合わせ窓口>

ライフネット生命 コンタクトセンター：0120-587-630（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～18:00（土日祝、年末年始を除く）

【新旧対比表】

誤		正	
保険金・給付金	事例	保険金・給付金	事例
初回入院給付金 継続入院給付金	<p>●所定の日数に到達しない場合 <中略></p> <p>●<u>支払事由に該当したが保険期間中に支払事由に該当しないこととなる場合</u> <u>責任開始日から 2 年経過後に、潰瘍性大腸炎を直接の原因として 40 日入院し、その入院の 20 日目を診断確定日として、大腸がん（悪性新生物）と生まれて初めて診断確定され、がん診断保険金が支払われた場合</u> <u>⇒初回入院給付金の支払事由該当日（連続した入院の 31 日目）より前の入院 20 日目をがん診断保険金の支払事由該当日としてがん診断保険金をお支払いし、保険契約の保障が終了したため、保険期間中に初回入院給付金の支払事由に該当したこととならず、お支払いの対象とはなりません。なお、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。</u></p> <p>●<u>ローン返済日前に保険金の支払により保険契約の保障が終了した場合</u> <u>責任開始日から 5 年経過後に、脳腫瘍の疑いを直接の原因として 40 日入院し、その入院の 40 日目を診断確定日として悪性脳腫瘍（悪性新生物）と生まれて初めて診断確定され、がん診断保険金が支払われた。支払対象返済日が、診断確定日の 10 日後だった場合</u> <u>⇒連続した入院が 31 日以上あり初回入院給付金の支払事由には該当するが、入院 40 日目をがん診断保険金の支払事由該当日としてがん診断保険金をお支払いし、保険契約の保障が終了したため、支払対象返済日前に保険契約の保障が終了したこととなり、この給付金のお支払いの対象とはなりません。なお、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。</u></p>	初回入院給付金 継続入院給付金	<p>●所定の日数に到達しない場合 <中略></p> <p>●削除</p> <p>●削除</p>

以上